

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第1回）議事録

1 日 時 令和4年5月26日（木曜）18：30～20：40

2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール

3 出 席 秋山委員，大坂委員，小野委員，小幡委員，菅野委員，佐々木委員，柴田委員，高橋（淳）委員，高橋（秀）委員，寺田委員，中嶋委員，支倉委員，三浦委員，山下委員

阿部（勇）臨時委員，伊藤臨時委員，片桐臨時委員，鎌田臨時委員，成田臨時委員，早坂臨時委員，細川臨時委員

※欠席：奥田委員，加納委員，菊地委員，熊井委員，熊谷委員，西尾委員

阿部（昌）臨時委員，子吉臨時委員

[事務局]西崎障害福祉部長，小幡障害企画課長，清水障害者支援課長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（所長代理），大類精神保健福祉総合センター主幹（所長代理），薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，福本青葉区障害高齢課長，天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，前田社会参加係長，佐藤地域生活支援係長，佐藤主幹兼障害保健係長，及川施設支援係長，高橋指導係長，田所主任，大谷主事，五戸主事，篠木主事，成田主事

ほか傍聴者5名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 委員挨拶

(3) 会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

本日は臨時委員の方も含めて実質第1回目の話し合いの場になります。今日はたくさんの方の意見をいただきたいと考えていますが，この委員会の重要なルールとして1つ申し上げておきたいのが，他の方の話をよく聞きましょうということ。その上で自分の意見を言いながら，少しでもいいものにするためにみんなで努力していきましょう。どうぞよろしく願いいたします。

事 務 局 大坂会長，ありがとうございます。

それでは，ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしく願いいたします。

（4）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より菅野委員の指名があり、承諾を得た。

（5）議事

協議事項

（1）条例の見直しに係る議論の進め方等について

（2）障害を理由とした差別事例等の収集結果について

（3）障害福祉関係団体、事業者団体等へのヒアリング等の実施結果について

協議事項

（1）条例の見直しに係る議論の進め方等について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき公開といたします。

それでは、次第5の議事に入ります。

協議事項（1）の条例の見直しに係る議論の進め方等について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。よろしく申し上げます。

（小幡課長） それでは、協議事項（1）条例の見直しに係る議論の進め方等につきましてご説明いたします。

資料は、1-1、条例の見直しに係る議論の進め方等についてをご覧ください。

こちらの資料のうち、項目1の背景から項目3の検討の進め方までは、昨年11月の協議会でご説明させていただいた内容と同じものとなっております。ですが、その際には臨時委員の皆様はご参加されておりませんでしたので、改めてご説明させていただきます。

まず、1の条例の見直しを行う背景です。

（1）の国の状況ですが、本市の差別解消条例と同じ平成28年4月にいわゆる障害者差別解消法が施行されました。法には、施行3年経過後の見直し規定がありまして、国の障害者政策委員会における議論を踏まえまして、昨年6月に事業者の合理的配慮の提供の義務化などを規定した改正法が公布され、3年以内に施行される予定となっております。また、現在、差別解消に関する国の基本的な考え方が示された基本方針につきましても改定作業が進められておりまして、今年の秋以降に改定案が取りまとめられる予定とされております。

（2）の本市の状況です。本市では、平成28年4月に差別解消条例を施行しまして、この間、差別解消、障害理解に関する様々な取組を進めてきたところですので。参考資料1に条例に係る主な取組として、相談体制の整備、普及啓発、理解促進、庁内体制の整備など、分野ごとに概要をまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

（3）の県の状況です。県では、昨年4月に差別解消の県条例、それから手話言語条例を施行しました。

（4）の法、県条例、市条例の関係性です。国では、法に合わせ、地域の実情に

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

応じた条例を施行し、地域それぞれで差別解消を推進することが望まれるとしています。市の条例では、現行の法や基本方針を踏まえた内容としておりますほか、差別を分かりやすく定義するとともに、差別解消の方策、差別事例の解決の仕組みを具体的に定めております。改正法、県条例と市の条例の違いですけれども、大きくは、事業者の合理的配慮の提供について、改正法、それから県条例では義務とされているところを、現行法を踏まえた市の条例では努力義務というふうにしている点が挙げられるかと思えます。

資料2ページをご覧ください。

2の条例見直しの方向性です。

このように改正法と市条例との間で相違点がありますので、(1)として、まずは法改正及び基本方針の改定を踏まえまして条例を見直し、具体的には事業者の合理的配慮の義務化などになりますけれども、こうした見直しを行うことを基本としまして、改正のほうを進めていきたいと考えております。

あわせて、(2)にありますとおり、市条例の施行後6年が経過しまして、その間の運用状況とか取組などを検証して、そこで見いだされた課題なども踏まえながら必要な見直しを行うこととしております。

3の検討の進め方です。

まず、(1)にありますように、条例の見直しは本市の障害者施策と関連しますので、こちらの障害者施策推進協議会を中心に議論を進めてまいります。検討に当たりましては、これまで協議会に参加していなかった障害種別である聴覚障害、発達障害、高次脳機能障害の方々、それから、事業者の合理的配慮の影響ということも議論していきますので、各種事業者団体の代表の皆様、地域の代表としての民生委員の方に臨時委員として加わっていただいております。

また、(2)としまして、本市における条例施行の状況や差別の現状把握、課題整理、(3)として、当事者や家族、事業者等の意見、具体的には、この後にご報告いたします各種団体へのヒアリング、事例収集の結果を踏まえて検討を進めてまいります。

さらには、(4)として、差別解消に関する市民、事業者の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めることとしまして、ワークショップ、シンポジウムなどを行う予定としております。

続きまして、項目4の今後のスケジュール(案)、それから項目5の今回の協議会における論点、こちらにつきましては、今回新たにご説明する内容となっております。

4の今後のスケジュール(案)でございます。

資料につきましては、資料1-2、今後のスケジュール(案)をご覧ください。

今後のスケジュールを資料左側に国の動き、真ん中に当施策推進協議会、右側に市民等との意見交換等のスケジュール、そういった形でお示ししております。

障害者施策推進協議会等の行をご覧くださいと思います。

5月の今回の協議会を皮切りにしまして、8月、9月、10月、11月に、11月は2回ございますが、計6回の協議を行います。それから、条例改正に係る中間案をまとめてまいります。その後、来年1月にパブリックコメントを行います。3月に答申案を取りまとめ、市長に答申するスケジュールとしております。

臨時委員ではない通常の委員の皆様に関しましては、このほかに障害者保健福祉計画に係る協議会も3回予定しております。ほぼ毎月協議会にご出席いただくこととなります。ご負担をおかけして大変恐縮ではございますけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

資料は1-1の4のほうに戻りまして、今後予定している主な協議テーマについてご説明いたします。

協議テーマは、差別解消法の主な改正内容に沿いまして、事業者の合理的配慮の提供の義務化について、相談体制について、差別解消の取組に関する情報の収集、提供等について、普及啓発についての4点となりまして、次回以降、8月、9月、

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

10月の協議会で協議していただく予定としております。

なお、法改正の概要につきましては、参考資料2に障害者差別解消法の概要をお配りしましたので、後ほどご高覧いただきたく思います。

最後に、5の今回の協議会における論点についてでございます。

今回は、この後の協議事項（2）（3）におきまして、昨年度実施いたしました障害当事者、障害福祉関係団体、市民等から寄せられた差別事例、配慮が得られた事例の収集結果、障害福祉団体、事業者団体を対象としたヒアリングの結果、仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見、こういったものをご報告させていただきます。その内容を踏まえまして、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

その際の論点といたしましては資料にある（1）から（3）にまとめさせていただきましたが、（1）として、事例やヒアリングの結果を踏まえて条例の見直しにおいて検討すべき視点や課題、（2）として、条例に新たに盛り込む必要がある視点や修正が必要と考えられるもの、（3）として、障害者差別解消を進めるために取り組む必要があると考えられるもの、これらの3点についてご意見をいただきたく思います。

今回の協議会では、委員の皆様から率直な課題認識をお伺いいたしまして、次回以降予定している協議テーマ、こういったものに肉づけする材料とさせていただきたいと考えております。そのため、本日の協議事項（2）（3）では、意見をまとめるということではなくて、まずは意見出しの会というふうにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

協議事項（1）につきましては、説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいま協議事項（1）について事務局よりご説明いただきました。

それでは、委員の皆様と協議したいと思っておりますが、なお、資料1-1、5で示している論点につきましては、協議事項（2）（3）の中でご意見をいただきたいと思っております。ここでは、条例の見直しに係る議論の進め方、スケジュールについてご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

何かございますでしょうか。質問でも結構です。この会では、皆さんから分からないことは分からないとして、ご自由にお手を挙げていただいて質問していただいて結構ですので、遠慮なくご質問があればどうぞ。スケジュールについて、事務局案として出していたということになっておりますが、いかがでございましょう。

後で思い出して聞きたいということがあればそれでも結構です。本日は、皆さんの意見をいただく意見出しの場ということなので、前に進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

なお、途中で7時半頃に一度10分休憩を入れたいと思っております。議論が途中で時間を区切って一度休憩を入れますので、あらかじめご案内申し上げます。

では、進めたいと思っております。

協議事項

(2) 障害を理由とした差別事例等の収集結果について

(3) 障害福祉関係団体、事業者団体等へのヒアリング等の実施結果について

会 長

続いて、協議事項（2）障害を理由とした差別事例等の収集結果について並びに協議事項（3）障害福祉関係団体、事業者団体等へのヒアリング等の実施結果について、併せて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局
(小幡課長)

障害企画課，小幡でございます。

協議事項（2）障害を理由とした差別事例等の収集結果及び協議事項（3）障害福祉関係団体，事業者団体等へのヒアリング等の実施結果について，併せてご説明させていただきます。

まず，協議事項（2）障害を理由とした差別事例等の収集結果についてでございます。

資料は，2-1，障害を理由とした差別事例等の収集結果について（概要）と書かれているものをご覧ください。

その資料の中の1の概要でございます。

今回の差別事例等の収集は，条例の見直しの検討を行うに当たりまして，平成28年4月の条例施行後の状況を把握するとともに，課題等を整理するため，広く市民を対象に募集を行ったものでございます。

2の実施方法です。

事例収集の期間は令和3年12月15日から令和4年2月28日までで，市政だよりや市のホームページなどで広く市民へ周知を図るとともに，提出方法も，これまでの郵送やファクスだけではなくて，みやぎ電子申請なども活用しながら募集を行ってまいりました。

その結果，3の収集件数としまして107件の応募がありました。

内訳ですが，①の内容別の分類としまして，差別と感じた事例が54件，配慮が得られた事例が13件，資料裏面に行きまして，その他の意見等が40件というものでございました。②の分野別の分類としましては，主なものとして，周囲の理解に関するものが17件，就労・労働に関するものが31件，福祉サービス等に関するものが10件というところでございました。③の障害種別ごとの分類としましては，主なものとして，肢体不自由が19件，知的障害が16件，精神障害が19件，発達障害が37件というところでございました。

なお，分野別の就労・労働，それから障害種別の発達障害の件数がほかに比べて多くなっておりますけれども，特定の発達障害当事者の方が1件の応募の中で複数の事例を提出されたということがございましたので，それぞれの項目の件数が多くなったという事情がございます。

収集した個別の事例の内容につきましては，資料2-2，障害を理由とした差別事例等の収集結果についてにまとめてございます。

その中には，駐車場の契約で健常者には求められていない連帯保証人を求められたといった差別と思われる事例であるとか，病院で長時間待てない中，時間近くになったら連絡をもらえたりしたので助かったというような配慮が得られた事例など，こういった内容のものを具体的に記載しております。

詳細につきましては，時間の関係上，説明を省略させていただきたいと思いません。

続きまして，協議事項（3）障害福祉関係団体，事業者団体等へのヒアリング等の実施結果についてでございます。

資料は，3-1，障害福祉関係団体へのヒアリング等の実施結果についてをご覧ください。

1の概要でございます。

先ほどの事例収集と同様に，条例施行後の状況把握，課題整理のため，障害福祉関係団体へのヒアリングを実施いたしました。

2の実施方法です。

まず，対象となる団体にアンケート調査をお送りいたしまして，その回答内容を基にヒアリングを実施したというところでございます。ヒアリングは，あらかじめ用意した質問事項に加えまして，ヒアリングに参加した施策協議会の委員などの関心によりまして，質問への回答に対してより詳細に尋ねていく半構造化インタビューという形を取らせていただきました。

3の調査対象です。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

今回の調査は、資料の表にある7団体、具体的には、仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、宮城県重症心身障害児（者）を守る会、仙台市視覚障害者福祉協会、宮城県自閉症協会、宮城県患者・家族団体連絡協議会、仙台市聴覚障害者協会、仙台市障害者福祉協会（仙台ポリオの会）の合計20名の方にご協力いただきまして、今年2月から3月にかけて実施いたしました。

なお、令和3年度にヒアリングを実施できなかった団体に対しましては、今年度、改めてヒアリングを実施する予定としております。

資料裏面に行ってくださいまして、4のヒアリング等における主な内容でございます。

主な内容につきましては、差別と感じたこととか条例の見直しに向けて検討すべき点などについて各団体にお伺いいたしまして、例えば、当事者や家族が差別的発言に慣れてしまっていることが問題だと感じるといったようなご意見とか、自分の意思でこれをやりたい、これに参加したいという障害者の思いが実現するように条例が整備されてほしいといったご意見をいただいております。

詳細につきましては、資料にまとめてございますので、説明は時間の関係上、省略させていただきます。

次に、資料の3-2、事業者団体等へのヒアリング等の実施結果についてをご覧ください。

先ほどは障害福祉関係団体へのヒアリング結果についてご報告いたしましたが、それとは別に、事業者団体等に対してもヒアリングを実施しております。

1の概要と2の実施方法につきましては、先ほどの障害福祉団体へのヒアリングと同じでございます。

3の調査対象です。

今回の調査は、資料の表にある12団体、具体的には、商工・サービス・不動産取引関係の団体等として、みやぎ仙台商工会、宮城県宅地建物取引業協会、一番町四丁目商店街振興組合、七十七銀行、仙台銀行、労働関係の団体等といたしまして、宮城県中小企業団体中央会、清月記、仙台市障害者就労支援センター、仙台三越、それから交通関係の団体等といたしまして、宮城県タクシー協会仙台地区総支部、宮城交通、仙台市交通局、以上の12団体、計31名の方にご協力いただき、今年の3月にヒアリングを実施いたしました。

なお、事業者団体等につきましても、令和3年度にヒアリングを実施できなかった団体につきましては、今年度、改めてヒアリングを実施する予定でございます。

資料裏面に進んでいただきまして、4のヒアリング等における主な内容でございます。

主な内容につきましては、配慮の取組とか市に期待する取組などについて、各団体等にお伺いしております。その結果、例えば、バリアフリー化の費用に対する助成メニューの充実であるとか、市が発行するハンドブック等でどのようにサポートすればいいか明確に示してほしいといったようなご意見をいただいております。

詳細につきましては、こちらも資料にまとめてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料の3-3、仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見についてをご覧ください。

1の概要でございます。

こちらは、先ほどの関係団体等へのヒアリングと同様の目的で、仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会を構成する機関に調査を行ったものでございます。

この連絡協議会というのは、差別解消法であるとか条例に基づきまして、障害者の権利擁護に関わる関係機関のネットワークの構築、それから連携強化、そういったことを目的に設置しているものでございまして、障害福祉関係団体、人権擁護委員、民生委員、権利擁護センター、法務局、労働局、教育委員会、相談支援事業所、それから仙台市の関係部署、こういった構成メンバーとなっております。

2の実施方法ですけれども、本年3月に連絡協議会の構成機関にアンケート調査

を行ったものでございます。

裏面に参りまして、3の連絡協議会構成機関からの主な意見でございますが、各機関に対して、相談体制の課題であるとか現在の取組の状況、普及啓発活動とか事例の収集・共有などについて、各団体に伺ってございます。

その回答といたしましては、例えば差別を受けている当事者が相談窓口を分かっていないように感じるといったものであるとか、普及啓発活動は徐々に少なくなってきた印象だと、継続して行うことが必要なのではないかとといったような意見をいただいたところです。

詳細につきましては、こちら資料にまとめてございますので、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

協議事項の（2）（3）につきまして説明は以上なのですが、ちょっとすみません、先ほど私、数字を間違ってお説明していました。資料2-1の障害を理由とした差別事例の収集結果のところなんです、分野別の分類のところ、福祉サービス等のところを10件というふうにご説明しましたが、11件の誤りでした。申し訳ございません。訂正いたします。

以上、長くなりましたが、協議事項（2）（3）につきまして、説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいま協議事項（2）並びに（3）について事務局よりご説明をいただきました。

それでは、委員の皆様協議をいただきたいと思っております。資料2-1から3-3の内容、並びに資料1-1の5で示した論点を踏まえて、お一人ずつご意見をいただきたいと思っております。会議の時間も限られておりますので、お一人当たり2分以内でご意見をお願いしたいと思います。ご発言いただく順番ですが、秋山委員、その次に小野委員という流れで、反時計回りに委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

なお、当日配布資料1に、委員の皆様から事前にいただいたご意見を記載しておりますので、そちらもご覧ください。

それでは、秋山委員、お願いいたします。

秋山委員 秋山でございます。よろしくお願いたします。

先ほどお話しいただきました別添資料の2-1から3-3までを事前に読ませていただきました。教育行政のほうに携わっている立場として感じたことなどをお話しさせていただきます。

資料などを拝見させていただいて、教育の分野でも障害理解や差別解消の取組、様々行ってはいるんですけども、さらに、そういった取組をもっと推進していく必要があるんだなということを感じていたところでございます。子どもたちに対しての障害理解教育はもちろんなんですけれども、障害のある子どもたちなどを受け入れる学校や先生たち、教員に対しても、様々な障害理解などの取組も引き続き必要だなというふう感じていました。

具体的な話としましては、例えば障害理解や差別解消ということについて、基本的なもちろん考えとかその理念とかは理解はしているんですけども、具体的に障害のあるお子さん方を受け入れるとなったときに、具体的にどんな合理的配慮の提供が考えられるのかとか、していったらいいのかというような相談なんか結構受けたりすることがございます。

それを受けて、実は教員側向けに、今年度、合理的配慮の提供例の具体的な事例を示したものの冊子を作って、全教員に配布したという経過がございました。どうしても障害のあるお子さんたち一人一人実態が違うので、その都度やはり対応が変わってくるということになりますので、画一的な対応ではなくて様々な取組の例があると、それをベースにしながら、じゃあそのお子さんにはどういう合理的配慮提供が

あるといいのかなということ話し合うときに、参考にできればいいかなというふうに考えたものでした。それで、実際に話を聞いてみると、やはり具体的な取組の例があると、それを基に、参考にしながら、そのお子さんに必要な合理的配慮は何かということを考えるのに役立つなんていう声も聞いておりました。

そういった意味では、学校に限らないのかとは思いますが、障害理解とか差別解消について、基本的には理解はしているんだけど、いざ、じゃあどうということをしていったらいいのかなんていうところの基になる、そういう合理的配慮の提供例の例えばデータベース化みたいなものがあって、すぐに見られると参考になるというようなものもあるといいのかもしれないなんていうふうに感じているところがございます。

あと最後に、やはり障害理解の部分で見えていますと、なかなか目に見えにくい障害、発達障害とか精神障害の方の理解というのが、障害自体の中身は分かっているんだけど、そのあたりをどう対応していったらいいのかなんていうところも、その理解を進めていくという意味で、今後の課題だななんていうふうに感じていたところでした。以上です。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、小野委員お願いいたします。

小野委員 NPO法人 Switchの小野です。よろしくお願いします。

私の意見は当日の配布資料の1に中心に書いてありますので、こちらを読み上げながら進めます。

まず、アンケートから、精神・発達障害、就労に関する意見がとても多いため、やはりこれに重点強化のように扱っていることが分かるような表現というのができるといいと思いました。

今、アンケートの回答の仕方のご説明が事務局からあって、特定の方からの多くの意見があったので件数が上がっているということもご説明がありました。それを差し引いたとしても、意見の中では多く挙げられているんだと思います。

あと、今後の流れとしても、障害者雇用が10時間から20時間という時間枠が雇用率算定として動く方向で進んでおられて、より多くの方の一般就労実現というのが期待できる、それと同時に、働く実際の場面が増えることによって、より多くの方から差別の実情が出るということも予想されます。より差別に対する啓発と具体的な相談窓口の充実に力を入れるということが必要だと考えます。

また、アンケートの中に施設利用における差別意見というのが挙がっていましたが、総合支援法での新サービス、これも新しいサービスが就労系で検討されていて、これが就労能力を評価するサービスで、仮の名称として就労選択支援というふうに今少し打ち出されてきています。私、これを見たときに、支援者の方がその方の働く能力を評価することがすごく難しいことになるので、その部分というのをきちんとできるように、ここに障害差別の理解をより徹底できるような啓発・研修の必要を強く感じました。

2つ目は、ヒアリングから、生活場面でのタッチパネルの普及というのが急速に進んでいて、それが本当に当事者の方々の生活に支障が出ているということを感じてかされました。今後もIT化が進んでいくので、ITを生活者として利用するための支援、ITを使って労働者になるような支援も必要だと思うんですが、この生活者として利用していくための支援というのも力を入れる必要を感じます。視覚障害の方がタッチパネルが難しいということ以外でも、誰もが配慮が必要な状況で配慮が受けられるようにすることが、対応として必要だというような意味を強化していけるといいのかなと思います。

あと、もう一つなんですけれども、これはちょっと書いていないことなんですけど、3つ目に、私がヒアリングで聞かせてもらった中で、多目的トイレの当事者の

方の利用のしづらさの意見を伺って、同じ場面じゃない、ほかのところでもやはり聞いたので、実際のハード面が不足しているというのはもちろんなんですけれども、実際にできた場合であっても、当事者の方の使いづらさというのがとても多く声が上がっているように感じます。これはやはり何らかの対応が必要なのかなというふうに思いました。

方法として、(3)ですが、差別研修として障害者と積極的に交流できる楽しいイベント企画、それを障害者施設や差別研修として参加を行政のほうから機関に促していくというようなこと。2つ目が、ITや電子機器、SNS、スマホ操作とか、情報保障に関して周囲の人ができることの啓発物とかボランティア育成とか、私のイメージでやはりコンビニとかで後ろで人が待っている中でタッチパネルとかが使えなかったときにすごく気持ちが焦ってくると思うんですけども、そういうときにお店で普通に働いている方がどういうことを配慮したらいいのかということを示すような啓発とか、あとそういう方もいるよねということを日常生活場面にもっと伝えていけるようなツールがあるといいかなと思いました。

最後に、差別啓発には動画とかマスコミに取り上げてもらうことなどが効果があるように思います。当事者の方に差別体験や配慮を受けて助かった体験などを積極的に形にして公開してもらえそうな企画があるといいかなと思いました。以上です。

会 長 小野委員さん、ありがとうございました。
それでは、小幡委員さん、お願いいたします。

小幡委員 仙台弁護士会の小幡と申します。
私の意見については、当日配布資料1のほうに記載させていただいております。
条例の見直しに向け検討すべき視点や課題ということで、1つ目に合理的配慮の義務化が挙げられておりましたので、これについて私の意見を申し上げたいと思います。

この合理的配慮の提供について、現行は努力義務とされていますが、ここから義務、法的義務に改められるということに法律上なっております。ただ、義務化されて、要するに法的義務とされてはいるけれども、法としては罰則は設けていないと。そうすると、これまでの努力義務と効果としては実はさほど大きく変わるところはないのではないかと率直に思っています。

これについて、本条例で罰則を設ける、法律よりも重くする、いわゆる上乘せ、をするようなことができるかどうかということも検討する必要があるかと思いましたが。

私個人の意見としては、現状において罰則を設けることは難しいのではないかと考えています。やはり罰則を設ける以上は、合理的配慮の提供ができるような行政としての整備ですとか補助金の体制ですとか、そういうものを十分に整えた上で行う必要があると思いますので、なかなか現状で上乘せ条例という形での罰則を設けるのは難しいかなと考えております。

そうすると、この条例で合理的配慮の提供について、これを行わなかったことに対する罰則は設けないということを前提に、なお、義務化された点をどのように表現して実効性のあるものにするのかということを検討していく必要があると思いましたが。

具体的にこうするべきというのは、現状、アイデアとしてはまだないのですが、例えば広く周知するという意味で、条例の制定に合わせて何か市民にアピールできるようなことができたらいいいのではないかと。今回、ヒアリングの中でありましたけれども、例えば分かりやすい案内を街じゅうに、同じようなピクトグラムのような案内を表示してもらって、同じものを行政のほうで準備をして、それを一斉に表示してもらえませんか、先ほどもありましたが、多目的トイレの使い方や改善、表示、そういうものも条例に合わせて一斉に何か変化を持たせるということもありな

のかなと思いました。

もう1点だけ、市の条例を見せていただいて、今後この点どうかなと思ったのが、第3条の5項です。「障害のある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと」と具体的に性別による差別といった、記載がされていますが、現状で女性だから男性だからという身体的な性別を前提とした表現でいいのかなというの、一つ検討しても良いのではないかなと思いました。以上です。

会 長 小幡委員，ありがとうございました。
次は，菅野委員さん，お願いします。

菅野委員 仙台市サンホームの菅野と申します。

私のほうでは、事例を通して、やはり既に条例としては定められている内容であっても、市民になかなか浸透して定着されていない現状があるのではないかと読ませていただきました。

条例そのものをさらに理解して周知をしていく、強化していくことが必要です。それぞれの現場に落とし込むツールとして、先ほども出ておりましたけれども、街じゅうに案内表示を掲載するというお話もありましたが、加えて対象に合わせた分かりやすい表現というか、本当に子どもから大人まで、それからいろいろな障害を持っている方に合わせた表現の仕方を採用した上で、いろいろな場面で周知していくということが必要であると改めて感じた次第です。

私のほうは発達障害のお子さんたちに関わっておりますけれども、まだまだ幼稚園さんとかでお困りになっているケースが多くて、今現在、活動を進めております。実際には試行錯誤をしながら、いろいろな合理的な配慮をしていますが、それが本当に効果的だったのかどうかということにおいては、モニタリングもしていかなければならないと思います。幼児の部門であっても統一したいろいろな支援ツールとかを少し工夫しながら作って、それを基に長期的な視点で事例を見ていく必要があるかなと感じております。

それから、もう一つは、障害を持つ人の生活というところでの大変さとかご苦労というものを分かってほしいというような表現がたくさん書かれておりました。差別を受けた人の感情というものをなかなか推し量ることが難しく、想像力を育む教育というものがより大事になると思っております。時間をかけて、日々の教育の中で実践していくことが必要ではないかなと思ったり、私的なことですが、私も家族に車椅子の家族がおりますが、街を歩いたり、それから公共の施設の中でも、本当に一緒に歩くことがものすごい大変な状況です。いちいち、すみません、すみませんということでお願いして歩くような形になります。一方で、若い方でも、幼い方でもちゃんとよけてくださる方もいらっしゃいます。歩くマナーについても、悪気があってそういうことをしているというわけではなくて、むしろ気づいていないという側面が大きいのかなと思ったり。身近にいる障害のある方の何が合理的な配慮になるのか、何が差別になるのかということをもう一度、今回改正を機に、周知と啓発をお願いしたいと考えております。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、佐々木委員さん，お願いします。

佐々木委員 仙台歯科医師会の佐々木です。

差別と感じた事例の39番ですか、何か思い切り歯科医院のことが出ていまして、ご存じでしょうけれども、歯科医師会のほうでは、仙台市と協働の事業で福祉プラザとかで障害者歯科とかも行っております、実際、障害児者の方を扱っていて、実際、自分ではできないケースってやはりちょっとあるので、そういった方はこちらのほうに紹介するようというの周知徹底していたつもり。私からは以上です。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、柴田委員さん、お願いいたします。

柴田委員 宮城県自閉症協会の柴田と申します。よろしくお願いいたします。

私は、ヒアリングをした結果とか、そういうことの感想からちょっとまとめてみたので、そちらのほうからお話しさせていただきたいんですが、今回私は当事者団体2か所と、それから事業所1か所の計3か所のヒアリングに参加して、とても貴重な体験をさせていただいたんですね。そこで感じたのが、当事者の方たち一人一人がすごい熱い思いを持っているということだったんですね。だから、それを本当に自分を発信していく、こういうことが嫌だったとかと発信していくのがとても大事なことで、大切なことだと改めて感じました。

その中の事例の中で、同じことを願い出ても、相手側によって拒否されることもあれば、オーケーになることもあるということを知りました。また、障害の違いによっても、可になったり不可になったりということもあるんだなということも改めて感じさせられました。

今回、条例が努力義務から義務になるということですがけれども、改めてその線引きの難しさとか、それがあっていいのではないかと思うんですね。

また、事例一つ一つが障害の有無にかかわらずの不便さなのか、それから障害があるために不便なのか、差別されるのかということの見極めも大切だと思うし、それとどう折り合いをつけていくかということも大事なのかなというふうな思いもしました。

また、自分の思いをうまく伝えられない当事者の思いをどのように吸い上げていけばいいのかなというのも課題ではないのかなと思います。

最後に、障害者差別の解消を進めるためには、条例をつくって啓発が必須だとは思いますがけれども、それを一般企業等への丁寧な説明会とか、それから例えば今、ツールの話がありましたけれども、コミュニケーションボードというのがあるんだよとか、そういう具体的な説明も取り組む必要があるのではないかなと、漠然とはしていますが、今そう思っています。以上です。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、次に、高橋委員さん、お願いいたします。

高橋（淳）委員 仙台ワークキャンパスの高橋です。

論点に沿ってお話をさせていただきます。

条例の見直しにおいて検討すべき視点や課題というところについては、事業者における合理的配慮が義務化になることに合わせて、やはり合理的配慮とはどこまでのものなのかということ、求める側も、それから提供する側も、そのあたりが具体例として、いろいろな場面においてこういうことだよということが示されるものがあると、より普及するのではないかなというふうな考えて、その方法などを検討する必要があったと感じました。

それから、2番目の新たに盛り込む必要がある視点や修正が必要というところにおいては、1つは、新たに盛り込むという点では、災害時における避難や避難所において、障害のある方への配慮ですとか、または不利益な取扱いをしないというような点が盛り込めたらいいのかなというふうな思います。

それから、修正という点では、先ほどもお話が出ましたが、3条の5の女性という表現がちょっと私は違和感を感じました。それから、もう1点が、7条の1のイのところ、障害福祉サービスにおいて、ご本人の意思に反して入所施設への入所を強制というあたりのところが、何か入所施設がちょっと悪いようなイメージがあるので、意思に反してということはもちろん残しながら、あらゆる生活においてそれは言えることなんじゃないかなというふうな感じたので、その表現は修正し

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ていただけたらいいかなんていうふうに感じております。

あとは、差別解消のために取り組む必要があると考えられるものということについては、いろいろなことがあると思いますけれども、やはり障害理解を促す取組が小さいうちから必要なのではないかと思います。低学年のうちから、障害のある人との交流やワークショップ的なものを学年を追うごとにステップアップしていったら、義務教育が終わる頃には、障害のある方の生活も自分の生活も同じ視点で考えられる、そんなふうになっていくようなカリキュラムが体系的に時間をかけて行われればいいのかというふうに考えました。以上です。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、寺田委員さん、お願いいたします。

寺田委員 私は、お手元に配布されている資料にも記載されておりますので、そちらをご覧くださいと思いますが、まず最初、仙台市のほうでも助成制度をつくったほうがいいということで、どうしても合理的配慮が努力から義務になっても、費用負担が発生する場合に経済的負担があるとなかなか実現できないというのは事業者団体からのご意見で多数出ておりましたし、その支援メニューがないとなかなか進まない。国とか県とかでも助成制度はあると思いますけれども、ハード整備中心だったりして、例えば単発のイベントで手話通訳者の派遣などに係る経費を助成してほしいという場合に対象外となっていたりするものがございますので、義務化するのであれば、その実効性を確保するためにはこの経済的負担の話題は避けられないと思っております。国とか県の助成だけに頼らないで、そこからなかなか実現できないような部分の資金、あるいは物でもいいと思いますし、様々な支援施策、誘導するためのメニューが必要なんだろうと思いました。

その一方で、何でも市の税金からというのもだんだん無理になってくると思いますので、これは周知、理解を進めるときとセットでもいいと思うんですけれども、広く市民とか事業者からも合理的配慮に活用するための資金源となるような寄附金とか募金とか、税金以外の財源確保のための取組も考えたほうがいいのかと思いました。

それで、経費がかかるものとかからないもの、かからないでもこのような配慮もできますという何人かお話が出ていたと思いますけれども、いろいろなケースごとの事例集を冊子であったりホームページであったりして、例えば飲食店で、目の不自由な方だとタブレットは難しいですけれども、ろうあ者の場合はそれが助かるというご意見もありました。目の不自由な方には今度音声で読み上げることもできますし音声ガイドもあると思います。いろいろなケースごとの検索できるような仕組みが必要なのかなと思った次第です。

そして、理解を進めるために、事業者団体と障害者自身の対話できるような懇談会とかはかなり回数を増やしていったら、定期的にやるぐらいのやり取りも増やしたほうがいいのかと思っております。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。
 では、中嶋委員さん、お願いしたいと思います。

中嶋委員 中嶋です。
 まず、今回の論点に沿って、条例を見直すに当たっての検討すべき視点や課題といったところを、この差別事例等の集計結果についてというのを拝見させていただきました。本当に障害の特性を理解されていないがゆえにとて不快な思いをされたというケースが多々ありましたので、やはり障害理解を促す取組というものが本当に必要だなというふうに感じます。

例えば、私の場合は障害者スポーツに関わっておりますので、例えば仙台国際ハーフマラソン大会の折に車椅子のランナーが今年は21名走りまされたけれども、例え

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ば大分県大分市でもう40年ぐらい開催されている大分国際車いすマラソン大会は、本当に地元の方たちに定着して、この車いすマラソン大会が障害理解につながり、住みやすいまちづくりにつながっていったというような経緯がありますので、仙台市が主催するこういったスポーツイベントなども介して障害理解の取組などを進めていくというのも、一つ検討していただけるといいのかなというふうに思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。
ちょうど7時半ですので、ここから10分間、休憩を入れたいと思います。皆さん、時間にご配慮いただいてありがとうございます。
それでは、40分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)
会 長 それでは、再開したいと思います。
細川委員さん、よろしくお願いいたします。

細 川 仙台市聴覚障害者協会事務局長をしております細川かおると申します。
臨時委員 今回、資料を頂き、ヒアリングの項目他、いろいろ拝見しました。私も当事者団体の立場として、また、ヒアリングする立場として関わりました。私は聴覚障当事者ですが、他団体のヒアリングを通して、違うところもあるし、一致するところもあることに気づくことが出来ました。また、病院に関しては、困難が多いと、ろう者からよく聞きます。しかし、このヒアリング回答の病院で困ったことについては、ろう者だけではなく、障害者からの声がないのは、本当にいいだろうか、ちょっと違和感があります。それは、障害を理由とした差別事例等の収集結果について、ろう者は個人で文章を書くのが苦手だから提出しないのではないかと考えています。先ほど佐々木委員のお話の中で、もっと情報が欲しいということがありました。

聴覚障害者は、聞こえる人たちとは全く違います。医師から見ただけでは障害が分からないので、意外と大変な思いをしています。聴覚障害に関する医師の方の理解を望みますし、手話通訳は医師、私たちの双方に必要です。ですから、このような会にもっと医師の方が参加していただければいいなと思いました。

続きまして、障害福祉団体のヒアリングデータ、事業者団体のヒアリングのデータを頂きました。この2つを見たときに共通点が何点かあることに気づきました。事務局から共通点をうまく示し合わせるような、そのような資料を頂くと私達もとても見やすく、分かりやすく、解決に向けても効果的ではないかなと思っており

ます。
例えば、企業のほうでもコミュニケーション支援ボードと書いてありますし、こちらの事業所の人たちもコミュニケーション支援ボードというのがあります。サービスのほう、また交通局、いろいろなところでやはりコミュニケーション支援ボードは必要という認識があるように思います。それは、聞こえない当事者として、とてもうれしく感じております。そのように、それぞれの事業者または当事者でも、コミュニケーション支援ボードを必要という共通項目があれば、それぞれの立場から話し合いを進めていけるのではないかなと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。
では、次に、早坂委員さん、よろしくお願いいたします。

早 坂 みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。よろしくお願いいたします。
臨時委員 私が所属する盲ろう友の会は、まだヒアリングをしていません。オンラインでは当事者が難しいので、対面でのヒアリングを今後お願いできたらと思っています。
ヒアリングに向けて、同じ障害当事者に差別事例などについて事例を伺ったとき

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

に、差別を受けたことがないという方が何人かいらっしゃいます。当事者自身が差別解消、合理的配慮といったことについて、まだまだ分からない方が多いと思っています。そういった当事者に対する学習の機会、条例をうまく生かしていけるように勉強できる機会も、もっと増やしていけたらいいのではないかと考えています。

また、単に条例を知らないというのではなく、私のように目と耳が不自由だと、不当な差別的取扱いを受けたとか、そういった発言があったとしても、聞こえない、見えない、そのために、差別を受けたことを当事者が分からないという場合もあると思います。そういった方にどう支援をしていくか。それと今回ヒアリングを実施した団体に、支援団体があまり含まれていなかったように思います。手話通訳、要約筆記の団体、以前条例をつくったときに、そういった団体にもヒアリングを実施したと思いますので、支援者など当事者の周りの方の意見も吸い上げていけるといいのではないかと考えています。

最後に抽象的なことを言うんですけども、私が最近感じるのは、実際に私たちが生きやすい社会、世の中と現実とのギャップが大きいなと感じるときがあります。そこを条例を基にそのギャップを少しでも小さくしていけるような、そんな条例になっていくといいなと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。
 では、次に、鎌田委員さん、お願いいたします。

鎌 田 私は、仙台市の民生委員児童委員協議会の障害者福祉部会の部会長をしております鎌田と申します。

私、何分、素人なものですから、今回こういう臨時の委員になりまして、何から始めようかと思って戸惑っておりました。

第1に、今回の見直しでも、どこをどう直せばいいんだろうか、こんなにすばらしい条例なのに、これからこれをもっと見直すというのはどこをどうすればいいんだというのが一番でした。

それから、今回、条例の中でヒアリングをさせていただきましたので、そこに参加させていただきましたので、その中でやはり企業にとって、この条例なりこの問題がなかなか理解されていないところがやはり多いんだというのは改めて感じましたし、その部分で、就職というか、担当者は分かっているけど、やはり社員とか、その末端まではほとんど分からないので、障害をお持ちの方を雇用してもなかなか理解を得るのは非常に難しいところがあったのかなとか、いろいろな部分で知ることができました。

今回、条例をつくっても、市民に告知と理解をされなければ何の意味もないよねというところが私の率直な感想で、じゃあ、それをどうやって市民及び皆さんに理解してもらうのか、いろいろ交流を通してやれば一番いいんでしょうけれども、それだけではなかなか大変かもしれませんが、やはり理解をするためには、文章があってもなかなか、見ればいいのか、見ればいいのか、見ればいいのか、逆にはやはり体験を通してとか、そういう何でしょうね、カタログなんかでも今回そうですし、この条例についてもそうなんですけれども、条例の中でやはり具体例とか、そういう体験例とかという部分を付け加えることによって、もっと身近なものにしていただくと、もっと分かりやすいのかなというふうにちょっと私は考えておりました。

今回、こういう席に参加させていただきましたけれども、それも一つの理解を深めることだと思っていますので、そういう機会をやはりつくっていくように、今回のスケジュールにもありますけれども、何かその辺でお役に立てるといえるのか、いろいろ深くもうちょっと突っ込んでいければなと思っています。以上です。

会 長 ありがとうございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

それでは、伊藤委員さん、お願いいたします。

伊藤
臨時委員

みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

私が思ったのは、障害というのは、何々障害というふうに決まっていますが、障害を持っている人によってその症状がまた細かく変わってくるということや、あと、その人の体調によってもまた変わってくるということがあるので、大変障害を理解するということが難しいと思うんですが、そしてまた、健常者の方からすると想像もつかないというか、経験もないことなのでちょっと想像がつかないと思うんですけども、障害を持った学生を受け入れる学校の方とか、あと障害者雇用を受け入れる企業側とかの方々とかが、その障害者の障害を理解するということが簡単ではないと思うんですけども、もし障害を理解するために何々障害はこういう症状というふうにマニュアル化をしてしまうと、その人によってその障害の症状というのは違うので、何々障害の人なはずなのにこの症状はこの人にはないのかとか、そういう決めつけが起こってしまうのではないかと思うので、マニュアル化ではなく、その人の症状を理解していただきたいというふうに思いました。以上です。

会 長

ありがとうございました。
では、次に、成田委員さん、お願いいたします。

成田
臨時委員

自閉症ピアリンクセンターここねっとの成田と申します。

私も、もう事前にここの当日配布資料に私の意見も載っているんですが、私は、今回の論点の3番の障害者差別解消を進めるために取り組む必要があると考えられるものについての意見をしました。

まず、障害ごとに合理的配慮や支援の具体例を記載した冊子やポスターのようなものが各事業所、施設にあるといいと思いました。先ほど、既に学校にそういうのを配布したという意見が出ていて、どこかの県の公式ホームページのPDFとかでそういうのは見たことあるんですけども、もうちょっと支援する側や、あと本人、当事者が身近に手に入りやすい形で、誰でも見えるマニュアルのような形で配布できるといいのではないかなと思いました。そういうものが身近にあって手に入りやすいと、支援する側や、手を貸したいという思いがある人も、ここに書いてあるということでもいいですかとか提案しやすいし、ご本人も、これお願いしますと当事者も言いやすいと思いました。

やはり差別と感じた事例も見て、特定の発達障害の方が1人で複数の事例を出したと言っていたと思うんですけども、目に見えない障害は、どうしても理解するのが難しいし、本人も説明するのが難しいと思うんですが、私自身も発達障害で、ふだん発達障害のメンバーさんの支援もしていて、やはり目に見えない障害って何かあったときに初めて出るので、何かあったときだと、もう本人が一番混乱してパニックになっているからちょっと説明が難しいんですね。なので、そこから来る擦れ違いも起きていて発達障害の差別と感じた事例が多いのかなとも思ったので、当事者も相手も見て分かるツールがもうちょっと身近にあると、障害というのを知らない人とかふだん障害に触れていない人でも、身近に手に入る形であればいいと思いました。写真やポスターと言いましたが、障害の種類によって表現するものはもっとほかにあってもいいと思いました。以上です。ありがとうございます。

会 長

ありがとうございました。
それでは、片桐委員さん、お願いいたします。

片桐
臨時委員

片桐綾太郎です。よろしくお願いいたします。

1回学習会のときもあんまり何もしゃべれなかったんですけども、自分はADHDの発達障害なんですけれども、最終的に自分でしゃべっていてゴールが見えな

くなることがあるんですけども、よろしくお願ひします。

僕が今話したいなと思ったのは、差別で話したいなと思うんですけども、障害者という言葉で、たまに思いますけれども、障害者という言葉に何かやはり引っかかるなというときがよくあるんですけども、あと、障害者、今見ているんですけども、この佐々木寛成委員からの提供資料、盲目の子どもとそのお父さんの会話の資料の中で、その障害を個性の一部と捉えるようになりましてと言っているんですけども、その障害を個性と捉えることも、何かたまに、どこかで見たんです、SNSとかでどこかで見たんですけども、逆にその個性にする、決めつけるというの嫌という人もいますですよ。だって、障害という言葉で、その人の害になっているんですから、個性にしたら逆に嫌じゃないですか。それで困っている人もいるのに、そういう人もいたんですよ。たまにちらっと見かけるんです。だから、その障害者という害という言葉、その害ということで、よく日本人特有ですが、害って嫌な言葉じゃないですか。例えば、たまに悪口でも障害者という言葉がよく使われるし、自分が小さい頃、障害者というのがよく分からなくて、あと自分が知的障害ということが一切理解できなくて、すごい悩んで、本当にネガティブ状態になるんですよ。自分が普通じゃないってなるし、みんなと何が違うんだと自分を追い込んでしまうので、今はもう吹っ切れたというか何というか、そんな感じなんですけれども。

個人的なことなんですけれども、昨年の6月頃に免許を取ったんですよ、やっとな。それで、その免許を取ったことを親父の実家の親父の兄貴なんですけど、その会話をしたときに、その親父の兄貴は俺が知的障害というのは知っているんですけども、それで、免許を取れたことに関して、「おお、よかったじゃん。じゃあ、お前、免許取れるって普通じゃん」という言葉を言われたんですよ。普通って何だ、と思うんですけども。障害者ってやはり普通じゃないとか、障害なのかというのがちょっとやはり俺は引っかかりますかね、差別用語。普通とは何だと。やはりみんな、いろいろなことでも、普通という言葉、多分困るじゃないですか。普通と、当たり前とか。そういうのをどうしようかなとか思うし、そんな感じですけども、差別的な会話だと思う。

あと、障害者たちを理解してもらって、その障害者たちと触れ合えるみたいな場所をつくりたいとか、さっき何かそういう話あったじゃないですか。正直言うと、触れ合いといってもやはり、言い方ひどいんですけども、障害が弱い人を出さないじゃないですか、知的障害といっても軽い人。重い人はすごい大変じゃないですか、支援というか。それを知らない人が知らないうちに入ったら、ひど過ぎてやはり辞める人って多いじゃないですか。正直言って、その支援とか、障害者に対してボランティアだけじゃなくて、ある程度やはり覚悟が要と思うんですよ。傷はつける、けがはする。例えば、学校の先生で、何でも口に入れてしまう子の話を聞いたんですよ。髪の毛とかも布とかも口に入れてしまう人。そのとき先生の対応として髪を切るということもあると聞いたことがある。やはりそういう支援する人もある程度覚悟がないと多分できない仕事だと思います。

それから、歯医者のごとで、暴れるから受け入れないという話があったじゃないですか。俺も昔歯医者さんが嫌いでした。前、事件があったと思うんですけども、体をネットで縛るといことがあったじゃないですか、暴れるから。それで窒息したという事件。今はあるか分からないですけども、やはり歯医者で暴れる子って、やはり歯を診るから、ある程度やむを得ない時もあると思う。その都度、歯医者側と親がいろいろと話し合えないと駄目だと。ある程度まとまらないと思います。

あと、この差別事例の中には、何か普通のクレームみたいなやつもあると思うんですけども、それは普通の人でもよくそういう対応をされることがあると思います。以上です。

会 長

ありがとうございました。

では、次に、高橋委員さん、お願いいたします。

高橋（秀）
委 員

仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。よろしくお願いします。

私の意見については、論点に沿って3つ、資料に載っておりますので、ご覧いただければと思います。

改めてここで申し上げたいことは、差別事例を集めていただきましたが、特に視覚障害、聴覚障害の差別事例が非常に少ないというふうに感じています。下のところにいろいろ、なぜ少なかったのかということで、1つは、多分コロナ禍であまり障害者自身、障害者団体だったり当事者が集まる機会がなくて、それをうまく情報が伝達されなかったからこの事例が集まらないという理由が1つあるのではないかなと思って、今回は事例収集についてはいろいろ配慮していただいているんですが、もう少したくさん集めていただいて、最終的にその条例ができたときにも、その事例集、あるいは配慮を得られた事例がたくさんあるほうがいいのかなと思っておりますので、引き続き、事例収集をやっていただければと思います。

当事者の、「今回のような調査もB型事業所に所属していても知らせられない。徹底されていない。当事者のところまで情報が確実にいくようなシステムになっていない。また情報を知った人でも、何か意見や考えを言えば現状の居心地が悪くなり、その思いを一人抑え込むことが多い。市政などへの意見陳述も障害者が1人で言っても相手にされず、面倒くさい、不満が多いというレッテルをはられてしまう。情報誌もルビが全てに降ってあるものを基準にしてもらえない。ルビ付きなどはいちいち問い合わせして入手しなくてはいけなくて疲れる。」という意見、多分この方の意見は発達障害者の方の意見ではないかなと思いますが、一応その点を書いておきました。非常に私自身も、私は視覚障害者ですけれども、こういうことは視覚障害でもあるなというふうに感じたということで、共感したということで書いてあります。

2つ目のところで、私は一人で街を歩くことが多いわけですが、点字ブロック、誘導ブロックを使って歩いているんですが、しかも本当に人とぶつかることが増えました。それは、いろいろと新聞なんかで見ると、やはりスマホを使用した状態で歩いている方が多い。でも私はそのスマホを見ているかどうかは自分では気づきませんけれども、ほとんどの人がぶつかっても謝りもしないし、余計な音もしないんですね。多分それはだからスマホを見ているのかなと思うんですが、なので今回の条例には、ぜひ歩きスマホをやめてほしいというような意味の、歩きスマホ禁止というようなところと、それから誘導ブロックを歩いている、点字ブロックを歩いている視覚障害者の歩行を妨げない、禁止するというような条項が入らないかなというふうに、そのあたりをちょっと検討していただければいいかなと感じています。

3番目については皆さんよく話されていたところで、啓発についてというところですので、これはお読みいただければいいかなと思います。以上です。ありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。

それでは、次に、阿部委員さん、お願いいたします。

阿部（勇）
臨時委員

仙台市障害者福祉協会の評議員をやっています阿部といいます。

私は、脊髄損傷で車椅子です。おへそから下は全然、運動機能も知覚神経も何もありません。

当事者の立場として言わせていただきます。私は臨時委員なんですけれども、内容を見させていただき、合理的配慮について、障害によっても多種多様なと、感じています。それぞれの障害についてはどう対処すればいいのかなと思います。車椅子の場合は見た目で見分かりますので、店とかその辺に行っても、よく声をかけてもらえるんですね。高いところは取りますよ、何かあったら言ってくださいと。このヒアリングの結果を見ると、やはり見た目で見分らない障害の人たちにどう対処

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

してやればいいのかなどという感じはしています。

あと、その条例をつくったときの周知ですね。障害者の条例なんていうのは一般の人はほとんど知りません。一番いい例が、駐車場利用制度、パーキング・パーミットといいますけれども、私ら、もう大分前から請願をやって、仙台市障害者福祉協会の阿部会長さんに音頭取ってもらって、やっと3年ぐらい前に施行されましたけれども、ほとんどの障害者が使っていない。そんな状況で、一体どうなっているんだという感じなんです。大きな銀行とか、交通局とかは研修会を実施しているので分かっていると思うんですけども、ほかの人はほとんど障害者の条例については分かっています。その辺の周知の仕方、考えてほしいなと思います。

合理的配慮なんですけれども、義務化ということで、日本全体がそのようになると思うので、仙台市も県のほうも大体似通わせたようなことにしないとまずいのかなど思っています。

あと、先ほど高橋委員さんからの、災害時の避難所の件ですが、県の条例のほうに載っていたような気がするんですけども、市の条例の方にも取り入れて欲しい。震災のときに、仲間の安否確認でいろいろな避難所を歩いたんですけども、とてもひどい状況で、こんなところじゃとても過ごせないなと思っていたところがありましたので、その辺も災害時に対する配慮も何か盛り込んでほしいなと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、山下委員さん、お願いいたします。

山下委員 シャロームの会の山下と申します。よろしくお願いいたします。
 今回、事例やヒアリングの結果を読ませていただいて、特に感じたことが2つあります。

1つは、コミュニケーションについてです。障害のあるなしにかかわらず、生活していく上で人とのコミュニケーションは欠かせないと思います。資料を読ませていただき、障害があるとコミュニケーションを取る上で配慮が必要なことがあるなと改めて感じました。私は精神障害の当事者ですが、このような大きな会議であるとても緊張して、先ほどどんな意見があったかななんていうことが頭から飛んでしまったりして、もう一度聞かせていただきたいなと思ったりすることもあります。そして、障害の特性によって一人一人、コミュニケーションに必要な配慮が異なります。

市の条例の意思疎通の支援の充実という部分があって、その部分なのかと思いますが、県の条例の3ページには、本人が意思疎通の手段を選択するような表現が含まれています。今後の検討で、そのような表現や内容が市の条例にも含まれるとよいのではないかなと感じております。

2つ目は教育です。前回の協議会においても学校教育や子どもの頃からの福祉教育の重要性というものが、アンケートや資料の中に書いてありました。今回の資料にも福祉教育の重要性というものが書かれてあり、私もとても重要だと思っております。

私は精神障害で、外見からは分かりにくい障害だと思います。精神障害や発達障害などを持つ人の話を小学生や中学生が聞いたり、交流をする時間というものがとても重要なのではないかと考えています。その点においてはほかの委員の方も同様のご意見が多数ありましたので、このあたりは検討していければよいのではないかと思います。

そして、学校教育につきましては、県の条例の7ページに記載されています。市の条例にも、学校教育に関する内容を盛り込んでいけたらよいのではないかと感じております。以上です。

会 長 ありがとうございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

では、支倉委員さん、お願いいたします。

支倉委員

宮城県患者・家族団体連絡協議会、膠原病友の会の支倉と申します。よろしくお願ひします。

私は、一応、条例の見直しというところからちょっと、もしかして外れているかもしれませんけれども、ちょっと言わせていただきたいと思います。

障害でも難病でも、やはりみんな同じ障害ではないんですね。それで、みんな、難病でも一人一人全然違うわけです。そういう人たちが入ったところで合理的配慮というのは、やはり皆さんおっしゃっていたように、なかなか苦労するものがあるんじゃないかと思ひます。

あと、私の友人は身体的障害と目の障害があるんですけども、関わってくる保健師さんから、ちょっと違うか分かりませんが、何か赤ちゃん言葉で言われると言って憤慨していました。

それと、難病患者はそのときそのときで日内変動がありまして、動けると、そのときはできることとできないことなどがあって、避難のときなど、とても困るみたいで、皆さんに承知していただけないので、理解していただきたいと思いますということでした。

あと、差別や偏見をなくす啓発活動というのを今後やっていったらいいんじゃないかと思ひます。症状、障害を理解するには、やはり当事者のご意見が必要なんだと思うんですね。それで、そういう当事者を含めた研修活動、事業者さんなりなんなり、たくさんやっていたらいいんじゃないかと思っております。以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、三浦副会長、お願ひします。

三浦委員

東北福祉大学の三浦と申します。よろしくお願ひいたします。

障害の理解とか差別解消とか、それから合理的配慮の理解とか、こういうことが十分でないから、そういうことに関する啓発的なところが必要なんですけれども、もう少し人として当たり前のことをやろうという、そういう方向の啓発というのにも必要んじゃないかなというふうに思ひます。

仙台市の事例ではないですが、私が関わった事例で、警察の差別的な対応ということがあったんですけども、知的障害の人がごみ集積場の前でライターを持っていたら110番されて、そこに来た警察官の対応がということだったんですけども、それは、どうして一声「どうしたの」と声をかけてあげられないんだろうか。110番するのではなくてですね。それは、その方がたまたま落ちちていたライターを拾って、危ないんじゃないかなと思ひて見ていたらしいんですけども、そこに急に警察官が来たので混乱してしまっただけで暴れてしまっただけという、どうしてその前に「どうしましたか」と声をかけないのかなと思うんですね。

だから、障害の理解とか差別解消の理解とかというの也非常に重要で、これからも進めていくんですが、これが何か特別なことというふうにならないように、同じ人間としてもっとこう、先ほど歩きスマホの話もあつたんですが、当たり前のことを当たり前と分からないという、同じ人間として当たり前のことをしようという、そういう啓発の心というの何か表れる形で見えるといいなと思ひています。以上です。

会 長

ありがとうございました。

では、最後、私からもお話ししますが、今日お集まりいただひている皆さんのお話はごもつともなことで、まだまだなんだというの、前回の条例制定のときも携わつた者として感ひしています。

今後、私たちがこの課題に取り組んでいくときに重要な視点は何かと申したら、まず、障害者の人の遠慮や諦めによって成り立っているこの社会がある。実は本当

はこういうことがあるといいな、こういうことしたいんだけどと思っても、なかなかそれが表に出せなかったり、行うことに制限があったりするということがまだ続いています。

いろいろなお話が出ているんですけれども、やはり僕らが目指すことは何なのかというと、皆さんのお話を聞いていて思うのは、そのときそのときで一緒に周りにいる人たちと同じ選択肢を持っているかということなんです。その選択肢が保障されるように、我々はこの条例の中でそういったことを多くの人に分かってもらうと。

そのときに重要なことというのは、こういうことなんだから分かれよという話じゃなくて、みんなで共有できるかどうかなんです。このお話をしているのは、私、ずっといろいろなことに携わってきて、私は66歳になりましたが、思うことは1つで、例えば私、大坂純ですけれども、周りの人は大坂純として関わってくれるわけですよ。それに対して何も問題はないんですよ。それで、目の前にいろいろな人が来ても、例えば三浦さんだったり秋山さんとしてお付き合いすることを仙台市民の人たちが一人でも多く共有できるようにということを目指していく、これは長い旅になるかもしれません。でも、諦めない。遠慮しない。そういう中で皆さんと一緒に取り組んでいきたいなというふうなことを皆さんのお話を聞いて思いましたし、私は普段からそのように思って関わらせていただいています。これからもこういったことを考えていきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。私からは以上です。

では、議事をちょっと進めますね。

さあ、皆さん、一人一人ご意見をいただきました。ここからは、事務局やそれぞれご発言いただいた方に意見やご質問があれば協議を行いたいと思います。ここからはご自由な発言になりますので、挙手をお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。ご発言されたい方いらっしゃいますでしょうか。では、お願いいたします。細川委員さん、お願いします。

細川
臨時委員

すみません、仙台市聴覚障害者協会事務局長、細川と申します。

自由に何でも話していいよということなのでちょっと話させていただきます。災害についてですが、災害が来たときの避難所についての困り事とかコミュニケーションの限界とか、いろいろな意見が出ていましたが、避難所は100%の支援はまずしていただけません。避難所の職員も、忙しくみんな慌てています。ですから支援をただ待っているのではなく、障害者個人もアピールが必要になると思うんです。

例えば、ここに私が今持ってきているのは、私が作ったわけではありません。全国の聴覚者の避難所コミュニケーションに対する聴覚障害者のアピールということ、どこかの団体が作ったものを持ってきました。先ほど、車椅子の方は見て分かって頂けるということでしたが、それぞれの障害者側が一人一人、そう皆さんが自分の障害者が分かるものをお持ちになって、それを見せると良いのではないのでしょうか。

名取市のほうで、「災害時のベスト」こちらの新聞に掲載されていますが、視聴覚障害者支援の防災ベストとあり、このベスト着用だと支援を必要としていることが見て分かるわけです。目が不自由です、支援が必要ですよというのが書いてあって、視覚障害者、聴覚障害者向けに作成されて配布されているようです。そのような、何か災害があったときにそれを身につけて逃げていけば、その避難所で、この人はこういう障害を持っているんだということが分かって、支援の一步に繋がるのではないのでしょうか。

すみません、何かいろいろ持ってきたんですけれども、これは気仙沼市の減災の手拭いということで、いろいろ書いてあって、もし万が一何かあったときのためにとかというものが書いてあります。そのような、やはり障害者に特化し、いろいろな障害の方がそういうのを身につける、または手に持つことで、障害であることを分かってもらえると思い、紹介させていただきました。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

何かそれた発言になっていましたら、申し訳ございません。以上です。

会 長 ありがとうございます。障害をお持ちの方が災害のときにどのような扱いを受けてきたかという経験の下に、実際のいろいろなツールを今見せていただきました。こういったものを理念の中に盛り込んで、その理念ですね、障害者の方は例えば災害のときに何かしらのサポートが必要だということをしかり理念に盛り込むというようなことができるといふご意見として承りたいと思います。

ほかに発言されたい方いらっしゃいますでしょうか。片桐委員さん、お願いします。

片 桐 片桐綾太郎です。よろしくお願いします。

臨時委員 先ほどの三浦副会長のライターの話なんですけれども、やはり障害のある人は不審に見られてしまうことが多いと思うんです。やはり一般の人にとって、その人にとっては普通にいつもどおりにしているんだけれども、やはり他者にとっては不審に見られてしまうことが多いと思います。

会 長 ご自分の経験から、やはり社会で生きていくときの生活のしづらさということがあるのかなというご意見でした。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。できるだけ多くの方にご発言いただければと思っておりますが、いかがでございましょう。時間も迫ってきているんですが、よろしいですか。

では、また機会もありますし、それから、文書で出させていただくという方法等もあります。先ほど心配されていたほかの方の意見ということについては、議事録が作られるはずですので、いろいろなことで、みんなで共有ということをこれからもしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

協議事項（2）（3）につきましては、以上ということにさせていただきます。

（6）その他

会 長 最後に、次第6、その他でございますが、まず、佐々木委員さんのほうからお願いいたします。

佐々木委員 仙台歯科医師会の佐々木です。

歯科医師会では、福祉プラザのほうで、在宅訪問・障害者・休日夜間診療所というのを運営しております。今回お配りしたのは、このプラザだよりというのは、その3委員会で輪番で結構みんな好き勝手いろいろなコラムを書いているんですけれども、大体そういうコラムって全く反響を呼ぶことはなくて、よかったとか悪かったとか言われることもないんですが、この松尾浩英先生というのは、僕と一緒に障害者歯科診療委員会ですっと仕事をしていただいている先生で、お父様の代からずっと障害者歯科に携わっている先生です。それで、珍しく会員からものすごくいい話だねという電話とかお手紙を頂いた話だったので、ぜひ皆様にちょっと供覧していただきたいなと思って出させていただきました。

こういった思いみたいな、こういうことを条例に盛り込むというのは恐らく難しいと思うんですけれども、何となくそういう思いみたいなのが条例に盛り込まれたらいいななんて思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

なければ事務局にお返しします。

（7）閉会

事務局

大坂会長，議事進行ありがとうございました。

最後に，事務局より4点ほど事務的なご連絡を申し上げます。

まず，1点目，本日の議事内容に関することとなります。

本日の議事録につきましては，事務局にて案を作成して，委員の皆様にお送りいたします。こちら事務局の案に加除修正，ご意見いただきまして，事務局で修正作業を行って，議事録として決定させていただきます。

また，本日の議事内容，資料につきまして，追加でご意見，ご質問などございましたら，机前にお配りしておりますご意見票にて5月31日，来週の火曜日をめぐりに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。こちらの様式については，後ほどメールでも送付させていただきます。

2点目，協議会の日程についてです。

お配りしております当日配布資料の3，こちらに令和4年度の開催スケジュールをお示ししております。こちらの日時での開催を基本といたしますが，変更になる場合もありますので，ご了承ください。

また，これまでどおり，開催一，二か月前を目安に開催案内を皆様にお送りいたしますので，開催日時につきましては，そちらの開催案内にて最終のご確認をいただきますようお願いいたします。

3点目，条例の見直しに係る関係団体等へのヒアリングについてです。

令和3年度にヒアリングを実施できなかった団体につきましては，現在，改めてヒアリングの実施に向けて調整を進めているところでございます。ヒアリングを実施する際には，令和3年度同様，委員の皆様にご参加いただきたいと考えておりますので，ご協力をお願いいたします。こちらについては，後日，決まりましたらメールにて日程調整のご案内をさせていただく予定としております。

最後に4点目でございます。令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査に係るアンケート調査項目についてでございます。

これから申し上げます内容は，臨時委員以外の委員の皆様へのご連絡事項となりますので，ご了承ください。

令和4年3月に実施した協議会において，基礎調査の実施の概要，あとスケジュールについてお諮りをしたところですが，アンケート調査項目の事務局案を作成いたしましたので，委員の皆様から御意見を頂戴したいと存じます。後日，メールと郵送にて資料をお送りさせていただきますので，ご意見，ご質問等がございましたら，事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。

以上，事務局からの連絡4点となります。

それでは，以上をもちまして，令和4年度第1回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中，ご出席，ご議論いただきまして，誠にありがとうございました。

署名人

菅野淑江 